

〔質問〕 沖本

ざま大志会の沖本浩二です。

前任者の池田議員に引き続き、本日は「消防記念日」、昭和23年3月7日に消防組織法が制定されたことによるものですが、その、消防記念日というからではありませんが、質問に入る前に、私からも、あらためて、常備消防職員、非常備消防、消防団員の皆様には、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという崇高な使命のもと、郷土愛の精神と旺盛な責任感をもって、日夜消防の任務遂行にご尽力いただいておりますことに、敬意を表するとともに、感謝と御礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。今回の一般質問は、「消防団組織の今後のあり方について」伺います。

まず、議長に資料配布と、パネルを壇上で使用することの許可をお願いします。

消防団に係わる諸課題については、これまでも多くの前任者が質問をされています。

また、皆さんご存知の様に、同僚議員の中には現職の消防団副団長、団員の方、さらにはOBの方がいらっしゃいます。私から質問させていただくのは大変恐縮に存じますが、私は私なりの視点で質問をさせていただきますので、宜しく願いいたします。

では、配布させていただいた資料もしくはこちらのパネルをご覧ください。

資料の1ページと、提示させていただくパネルのグラフは同じもので、全国ベースの消防団のデータを表したもので、総務省消防庁HPの「消防団データ集」から数値を引用し、グラフ化したものです。

1. は、消防団員数の推移を表したグラフで、消防団員の数は、昭和30年には200万人弱だったものが、平成2年には100万人を割り込み、平成27年4月1日現在では85万9,995人、前年度より4,352人の減となり、戦後一貫して減少傾向が続いています。

2. は、被雇用者団員数の比率の推移を表したグラフで、平成27年4月1日現在では被雇用者団員比率は、前年度比プラス0.2%増の72.4%となっています。就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきています。

3. は、女性消防団員数の推移を表したグラフで、女性団員数は平成27年4月1日現在では2万2,747人で、前年度より1,063人の増となっています。消防団員総数が減少する中において、女性団員数は年々増加しており、9年前の平成18年に比べると、約1.6倍の8,082人増加しています。

また、4. は女性団員がいる消防団数の推移を表したグラフで、平成27年4月1日現在では、女性団員がいる消防団数は1,420団で、全体の64.3%であり、前年度より52団、2.7%増加しています。

5. は学生消防団員数の推移を表したグラフで、平成27年4月1日現在では、学生（専門学校生を含む）の団員数は3,017人であり、前年度より292人増加しています。学生団員数についても年々増加しており、9年前の平成18年に比べると、約2.4倍の1,783人増加しています。

次に、資料（裏面）2ページの6. は、都道府県別消防団員数の現況の表で、平成26年4月1日現在と平成27年4月1日現在の団員数を表したものです。先に述べた通り、全体では前年度より4,352人の減となっていますが、神奈川県を含む11県は増となっています。

神奈川県の団員実員数は、平成27年4月1日現在、1万8,099人で、前年比105人の増、うち女性団員数が49人の増となっており、実員数増の46.6%、ほぼ半数は女性団員の増によるものとなっています。

次に神奈川県内のデータを紹介させていただきます。

県のHPからは平成26年4月1日現在のデータしか公表されていないので、芥川県議に依頼し、平成27年4月1日現在のデータを県担当課から取り寄せていただきました。

資料3ページの9. 神奈川県消防団の現況をご覧ください。

この表は神奈川県下33自治体（19市 13町 1村）の平成27年4月1日現在と平成26年4月1日現在の消防団数、分団数、条例定数、実員数、実員数の内の女性団員数の現況と、平成25年2月1日現在、一部、平成26年の状況を加えた採用条件をまとめたものです。

消防団員の実員数は、先に述べた通り、平成27年4月1日現在、県全体として1万8,099人、前年比105人の増になっていますが、市町村別では、本市の7人減を含む10自治体（4市6町）で減少状況にあります。

充足率をみると、県全体では90.1%で、小田原市、伊勢原市、綾瀬市、中井町の4自治体（3市1町）が100%となっており、本市は89.7%で県下市町村の中で26番目となっています。

また、採用条件は、入団年齢として20歳以上としているのが、二宮町と中井町の2自治体（2町／6.1%）で、本市を含む31自治体（19市11町1村）、全体の93.9%は18歳以上となっています。

次に、条例や規則で退団年齢を設けているのは、本市を含める12自治体（7市5町／36.4%）で、横浜市が70歳、厚木市が60歳、平塚市が54歳、大井町が50歳、二宮町が49歳、綾瀬市が35歳で、本市を含む6自治体（3市3町）が44歳としています。この年齢は“以下”を表していると思います。その他の21自治体（12市8町1村）、全体の63.6%は特に退団年齢を設けていません。

女性団員の関係では、各自治体とも条例や規則での制限はありませんが、26自治体（15市10町1村）、全体の78.8%の自治体は、入団促進に向け採用募集を実施しており、本市を含む7自治体（4市3町／21.2%）は採用募集を行っていません。

また、実際に女性団員を採用されている自治体は、14自治体（10市4町）42.4%となっています。

次に、勤務地、つまり在勤者団員を認めている自治体は、19自治体（11市7町1村）、全体の57.6%となっており、本市を含む14自治体（8市6町／42.4%）では在勤者団員を認めていません。

続けて、本市の現況を紹介します。

資料2ページに戻っていただき、右側7.と8.をご覧ください。

この表は、平成28年2月現在のデータです。団員定数223人に対し、実員数は202人、21人の欠員となっています

分団別充足率を見ると、第1分団は97.4%、第2分団は95.3%、第3分団は82.1%、第4分団は92.9%、第5分団は90.0%となっており、第3分団の充足率が低い状況にあります。

さらに、分団の部別充足率は、第3分団第3部が53.8%と最も低い充足率となっています。

充足率を分団エリアで見ると“西高東低”の傾向が伺えます。座間、入谷、四ツ谷、新田宿等の、本市として歴史の古い地域で充足率が高く、相模が丘、小松原、ひばりが丘、東原、さがみ野等の歴史の新しい地域で充足率が低くなっており、地域性が表れています。

以上、国・県・本市のデータにて現況を紹介させていただきました。

こうした状況にあることを、皆さんにもご承知していただいたうえで、質問を行って参ります。

総務省消防庁は、昨年12月22日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」を公表しています。

この答申は、平成25年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、同法を踏まえた、消防団への加入の促進をはじめとする、消防団の強化のあり方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議をするために、平成26年2月13日に消防長官から消防審議会へ諮問。これを受け、審議会では、幅広い議論を行い、消防団の基盤の強化のうち取り組みが特に急がれる事項を中心として、平成27年7月に中間答申を取りまとめ、その後、

取り組みの進展状況を踏まえながら、残された課題に対して更なる議論を行い、平成27年12月22日に最終答申として提示されたものです。

答申の提言内容の中の、「消防団に関する事項」は以下の通りです。

<被用者>に関して

- ① 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底。
- ② 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底。

<女性・シニア世代>に関して

- ① 女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進。
- ② 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等、活動しやすい環境づくりの推進。

<大学生等>に関して

- ① 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ。
- ② 消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」の導入を促進。

<その他消防団の強化>に関して

- ① 機能別団員・機能別分団制度の再評価。
- ② 消防団員の処遇の改善。
- ③ 消防団員の装備・教育訓練の改善。
- ④ 消防団の広報啓発活動の充実。

以上について提言をされています。

この提言は、今後、総務省消防庁の方針として、県経由で本市にも通知がくるものだと思いますが、方針は方針として受け止めるにしても、目的はあくまでも「消防団への加入の促進を始めとする消防団の強化」です。消防団の活動は、市町村などの地方自治体の条例で定められており、自治体によっては、活動内容が異なり、それぞれの自治体の特徴や、消防団の特徴を踏まえての考え方、取り組み方が重視されるべきだと、私は思っています。

答申で示された提言について、本市の考え方など伺ってまいります。是非、本市らしさ、本市の消防行政の特徴や、消防団の特徴をお示しいただきながら答弁をお願いします。

まず<被用者>の対応として、「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底については、本市は平成19年4月1日から既に実施をされており、前任者の一般質問でも認定基準や審査の内容、拡充などについて、さまざま議論されていますので、ここでは端的に伺います。平成19年の実施から現在に至る推移、あるいは傾向（被用者増等の傾向）、特出すべきところがあればお示し願います。

また、在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう徹底するということについて、現在、本市としては在勤者の入団を認めておられません。実情を踏まえて、どのような考えをお持ちなのか伺います。

次に<女性・シニア世代>の対応として、女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進について、女性団員に関しては、前任者の一般質問でも取り上げられており、平成26年第1回定例会の質問に対する当時の林消防長からは「第四次総合計画の重点施策にもなっており、今後女性消防団員の入団について検討してまいります。」と答弁がされていますので、その後の状況を伺います。

また、退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくり

の推進についても、同様に前任者の一般質問で取り上げられ、議論を交わされていますので、その後の状況について明らかにしていただきたいと思えます。

次に＜大学生等＞の対応について、通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ。消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」の導入促進を求められていますが、本市の場合、大学は所在しておりませんので、ここでは“大学生等”の“等”に対する働きかけについて、どのような考えをお持ちなのか伺います。

次に＜その他消防団の強化＞の対応については、「機能別団員・機能別分団制度の再評価」「消防団員の処遇の改善」「消防団員の装備・教育訓練の改善」「消防団の広報啓発活動の充実」、これらについても、これまで一般質問で取り上げられていますが、あらためて本市の現状や考え、取り組みや計画について伺います。

次に、本市消防団員の確保、充足率の向上に繋げていただきたいという想いで、質問をさせていただきます。

先ほど、本市の現況を紹介する中で、消防団員の充足率として、第3分団が82.1%、特に第3分団第3部が53.8%という低充足率となっていることを明らかにさせていただきました。

ちなみに、第3分団第1部が84.6%、第2部が92.3%、第4部が81.3%という充足率であり、第3分団のそれぞれが低い状況にあります。

第3分団といえば、ここにおられる誰もが記憶に新しいかと存じますが、一昨年の平成26年11月8日に開催された第24回全国消防操法大会、ポンプ車の部において、準優勝という偉業を成し遂げた精鋭分団であります。

もちろん、この準優勝は、市消防団全員のバックアップ、OBの皆さんや地域の方々、関係諸団体の協力、そして常備消防職員皆さんによるご指導があったからこそ、成し遂げられたものであり、消防ALL座間の偉業であったと言えます。

その消防ALL座間の代表が第3分団でした。

その第3分団が、今まさに存続の危機に直面しています。

昨年12月には、第3分団第4部の皆さんが「地元消防団の団員不足の実情を知って欲しい」との想いから、「地元消防団がピンチです！！」というチラシを作成し、管内全世帯のポストへ投函されています。

また、今年1月からは、管内の新居・新築住宅をメインとした個別訪問をされ、団員の勧誘に努められるなど、あの手この手と力を注がれていますが、新入団員の確保は、ままならない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、提案をさせていただきます。

我々としては、アンタッチャブルな聖域なのかもしれませんが、定年制度、退団年齢の柔軟化についてであります。

これは、何も先ほど述べた県下の退団年齢の状況を前面に出して撤廃すべきだとか、年齢を引き上げるべきとか、いうものではありません。

気持ちの問題からであります。

定年制度、退団年齢の柔軟化に関しては、団として、あるいは団員それぞれに、異なった意見があることは重々承知をしているつもりです。

団員の中には、退団年齢に近づき、「ああ、ようやく退団できる。肩の荷が下りる。家族にも苦勞をかけないですむようになる。」という安堵感を持たれる方もいらっしゃるでしょう。こうした方の

気持ちをないがしろにするつもりはありません。

ただ、一方では「自分は辞めたくない。まだまだ団員として十分出来る。地域に尽くしたい、頑張りたい。家族も理解してくれている。」という方もいらっしゃいます。こうした方の気持ちもないがしろにすることは出来ないはずです。

座間市消防団条例には、

(任命)

第4条 法第22条の規定に基づき、市長が消防団長(以下「団長」という。)を、団長が消防団員を任命する場合は、次の各号に掲げる者の中から行わなければならない。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 年齢18歳以上45歳未満の者。ただし、団長及び副団長については、この限りでない。
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健である者

とあります。

この条文を改正することなく、柔軟な対応をお願いするとすれば、例えば、消防団運営検討委員会、それぞれの団の実情を踏まえ、それぞれ内規を定めることは出来ないものなのか。

あるいは、条文の改正に踏み込むお願いをするとすれば、例えば、条文では、消防団員を任命するのは団長となっています。であるならば、条文(2)の、「年齢18歳以上45歳未満の者。ただし、団長及び副団長については、この限りでない。」に「また、団員についても団長が認める者はこの限りではない。」と加えていただく。

「団長が認める者」としては、本人のやりたいという強い意志、そして、家族の理解と協力が得られる者、さらには、運営検討委員会が「この人であれば」と認められる者に限り、団員としての存続を認めるという手段があっても良いのではないのでしょうか。

消防団のルーツはそもそも火消しの集団です。その消防団が、自らの手で、窮地の分団を消してしまうようなことがあってはならないと考えます。

本市の消防団組織のあり方は、消防行政の政策のひとつでもあります。本提案に対して、政策を決める立場である本市消防行政としてのご所見を伺い、1回目の質問とさせていただきます。

〔答弁〕 消防長

消防団組織の今後のあり方について、幾つか質問をいただきました。

「消防団協力事業所表示制度」について。現在に至る推移、傾向について、本市では、平成19年4月1日に表示制度の要綱を策定しました。この制度は、事業所の従業員が消防団に入団しやすい環境づくり、また、事業所が所有する防災力の提供などの協力を得ることができた場合に表示証を交付し、社会貢献を果たしていることを社会的に評価し、地域の防災体制の充実強化を図ることを目的としているものです。平成21年度に1事業所に交付をしましたが、認定基準を満たすことが厳しいことから、基準を見直し、平成22年度に23事業所に交付をしました。しかしながら平成24年度に20事業所、26年度には15事業所となり、団員の減少と同様に表示事業所も減少傾向です。

在勤者の入団について、実情を踏まえ、どのような考えをお持ちか本市の消防団員は「自らの街は自らで守る」との精神で在住の方のみで活動しております。近年は、自営業者が減少し、団員はサラリーマン化が増大している状況であり、多くの時間を過ごす勤務地、在勤を採用し、団員確保に努めている市町村もあります。このことについて、幾度となく「消防団運営検討委員会」で検討をして頂きましたが、在勤だと夜間・早朝等の災害に出場できない。訓練等に参加しにくい等の理由により、

現状で活動していくとの結論に至っております。しかしながら、各分団部の実情を考えると、今後も、継続的に「検討委員会」で検討していただきたいと考えております。

女性消防団員の促進について、神奈川県内でも、団員の確保が課題であり、多くの市町村が定員割れをし、女性の登用に活路を見出しているのが現状です。都市部の女性消防団員は、主に火災予防の普及啓発・応急手当等の活動に従事しております。本市では消防団は、災害時の即戦力として考えており、女性消防団員の入団は、消防団の活性化や火災予防の普及啓発等で期待がされますが、器具置場や団員としての位置づけ等について検討が必要と考えます。女性消防団員の促進については「消防団運営検討委員会」で検討していただきたいと考えております。

退職消防職団による機能別分団について、退職消防職団による、機能別分団、「災害支援団員制度等」について、本市においても消防職団員のOBの方の技術・経験は貴重な財産であり、地域の防災リーダーと考え、大規模災害時等の協力をいただけるよう、OB会をお願いをしております。現在、消防団OBの中で、新たな組織づくりを検討していることも聞いておりますので、大規模災害時等に協力いただけるようお願いをしております。

大学生等の対応について、大学生等の等に対する働きかけについて、在住の大学生、専門学生が入団されることは大歓迎です。PRをし、入団もしておりますが、難しい状況であり将来の消防関係の人材と考え、高校のキャリア教育の一環として、市内の高等学校3校に職員を講師として派遣し、消防署・消防団活動の話をさせていただいております。また、中学生の職場体験や少年少女消防教育講座でも消防活動への理解を深めていただいております。今後も様々な機会をとらえて働きかけを行ってまいります。

消防団員の「処遇の改善」「消防団員の装備・教育訓練の改善」「消防団の広報啓発活動の充実」について、本市の現状考え方、取組について、大規模災害が発生した場合、我々、常備消防では限界があり、地域の防災力の要として活動している消防団の協力がなくては対応が困難と考えております。

消防団員の処遇改善については、昨年4月より長時間による災害活動の費用弁償を増額し、団員の安全確保のための個人装備品、資機材等の充実強化に努めております。教育訓練についても新たな資機材の取扱い、普通救命講習をはじめ、在日米軍基地管理本部との情報共有、認知症の対応など広い分野で訓練・研修を行っております。広報については、消防関係機関及び本市消防団独自で作成したポスターを公共施設及び市内事業所へ掲示し「消防団員募集」のPRに努め、更には各分団が独自でチラシを作成、市内のイベント等で配布をし、消防団の活動及び重要性をアピールしています。

最後に、消防団組織のあり方について、様々なご提案をいただきありがとうございます。消防団の大切さ、必要性、重要性については、誰もが再認識をしております。このような中、消防団員確保については、今年度「消防団運営検討委員会」を2回開催しました。「検討委員会」では、在勤者の入団及び年齢制限の見直し等、様々な意見があり結論までには至っておりません。今後、に協議を重ね、より良い方向で消防団員の確保ができるよう検討をしております。消防本部としましては、自治会等への働きかけ、座間市の特色である米軍や自衛隊との訓練、各種イベント等を通じて、消防団の活動内容や重要性を周知するなど幅広いPR活動を実施し、消防団員の活動が地域全体から応援・感謝されることが重要であると考えております。今回の様々なご提案につきましては、本団とも協議をさせていただき、「検討委員会」で検討していただきたいと考えております。議員の皆様にも、消防団員の確保についてご協力をお願いいたします。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、「消防団協力事業所表示制度」の質問に対する答弁で、「平成21年度に1事業所へ交付をしたけれども、認定基準を満たすことが厳しいことから、基準を見直し、平成22年度に23事業所に交付をしました。」とのことですが、「基準の見直し」について、当初の基準のどのようなところが厳しいと判断されて、平成22年度は、どのように見直されたのか、その理由と効果を明らかにしていただきたいと思います。

また、「平成24年度以降、団員の減少と同様に表示事業所も減少傾向にある」とのことですが、表示事業所の減少傾向は、単純に団員そのものが退団されるなどなくなったからなのか、それとも、団員はいるのだけれども、現行の基準を満たしていないからなのか伺います。そのうえで、後者であれば、現行の基準においても、まだ厳しいところがあるのではないかと考えますが、ご所見を伺います。

次に、「在勤者の入団」についてですが、「消防団運営検討委員会で検討された結果、在勤だと夜間・早朝等の災害に出場できない。訓練等に参加しにくい等の理由から、現状維持とするという結論に至っている」とのことでしたが、逆に在勤者団員のメリットとして、当局として、どのように考えておられるのか伺います。

消防長から「近年は、自営業者が減少し、団員はサラリーマン化が増大している」というお話がありました。これは本市も同様の状況だと思います。だとすれば、本市で日中に火災等の災害が発生した場合、消防団の出動人数は限られるのではないのでしょうか。逆に、在勤者団員、例えば、先ほどの「消防団協力事業所表示制度」の対象事業所に勤められている市外の方が、団員になるという意味があり、事業所も認めるならば、日中の出動団員として期待できるのではないかと考えます。こうしたことも併せて、消防団運営検討委員会の中では、既に議論をされているかもしれませんが、在勤者団員のメリットについて当局としては、どのように考えられているのか伺います。

次に、「女性消防団員」についてですが、消防長からは「本市では消防団は、災害時の即戦力として考えている」とのことでしたが、つまり本市では、他の自治体が実施されている様な、女性団員の活躍の場として、火災予防の普及啓発・応急手当等ではなく、災害時に戦力としてなりうる団員をとって考えておられ、そのためにも、器具置場や団員としての位置づけ等の検討が必要だと考えておられるのでしょうか、そこを明確にさせていただきたいと思います。

その他消防団の強化の対応について、「機能別団員・機能別分団制度の再評価」のところを伺います。私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、「機能別団員・機能別分団」に関しては、その前の質問である「シニア世代」の対応、「退職消防職団による、機能別分団、『災害支援団員制度等』」、消防職団員OBの方の大規模災害時等の協力をいただけるようお願いをされているということに集約して答弁をされているのかと思います。

だとすれば、そうではなく、私はそれ以外、消防職団員OBの方だけに留めず、この制度を活用した、多様な選択肢について、お聞きしたかったので、あらためて伺います。

例えば、前任者の一般質問でも提案をされていましたが、郵便局職員の方に依頼する機能別団員についてであるとか（松山市の事例あり。災害情報提供の即戦力として期待）、総務省消防庁のHPにも出ていますが、車両が通れない場所への救援物資の運送や、震災時の情報収集など、バイクの機動力を活かした場所で活躍するバイク隊の分団であるとか、大規模災害のみ活動する機能別分団、これはOBの方々だけでなく、市内企業、事業所の方々であるとか、広い視野での活用ができるのではない

かと思えます。

「答申」の細かい内容は、消防長もご存知だと思いますが、「答申」の中では「機能別団員・機能別分団制度の再評価」として、こういわれています。「地域防災力の中核を担い、『要員動員力、即時対応力、地域密着性』をその特徴とする消防団にとって、基本団員が重要であり、その十分な確保を目指すべきことは言うまでもない。一方で、『大規模災害のときには地域に貢献したい』、『自らの専門性・特技を生かしたい』などと考える人々にとって、機能別団員は有効な選択肢となり得るものであり、大規模災害対応では多くのマンパワーが必要となることや、消防団員の長期の減少傾向を踏まえると、選択肢を提供し、防災に関わる人々を増やしていくため、機能別団員制度を改めて評価すべきである。」といわれています。

但し、こうもいわれています「具体的には、機能別団員制度の周知や、一部の消防団員を退職報償金の掛金対象外とする条例の活用などについて、地域の実情や消防団の基本団員を含めた組織運営に配慮しつつ、取り組みを進めていくべきである。」とあります。こうした考えに対して、あらためて、総括的で結構ですので、当局としての見解を伺います。

定年制度、退団年齢の柔軟化については、再質問はありません。ただ、一言だけ申し添えることとして、ご答弁いただいたように「今後、更に協議を重ね、より良い方向で消防団員の確保ができるよう検討をまいります。」とのことなので、是非、検討委員会の皆さん全員が納得されるような対応が図れることを祈っております。

また、「議員の皆様にも、消防団員の確保についてご協力をお願いいたします。」ともおっしゃっておられました。そこはここにおられる議員の皆さん共々、消防団員の確保に力を注ぐよう努めたいと思えます。

さらには、本年の第25回全国消防操法大会の出場に向け、現在厳しい訓練をされている第4分団の消防団選手皆さんはじめ、協力、指導をされている全消防団員、消防職員の皆さんにエールを贈りすることを申し上げ、2回目の質問を終わります。

〔答弁〕消防長

「消防団員事業所表示制度」の見直しについて再質問をいただきました。見直しの理由と効果についてですが、国の認定基準は、ある程度大きい事業所を対象としたもので、①従業員が消防団員として相当数入団している事業所(相当数5名以上)、②消防団活動について積極的に配慮している事業所、③地域防災体制の充実強化に寄与している事業所等です。平成19年度に策定した要綱は、国の基準を基にしましたが、1事業所しか該当がなく地域の実情にあわせ(小規模な事業所)、①従業員が消防団員として3以上入団している事業所、②消防団勤続10年以上、事業所勤務10年以上の両方を満たしている等に見直しをし、22年度に23事業所に交付をさせていただきました。ただ、見直しましたが、勤続10年以上の団員が退団していることから、表示事業所も減少しています。今後は、このへんも踏まえて、見直しが必要と考えています。(勤続5年 優良消防団員表彰の該当者)しかしながら、一番重要なのは、事業所の消防団活動についての理解・協力が必要と考えています。今後も、理解・協力を得よう努力をまいります。

「在勤者のメリット」について、多くの時間を過ごす在勤者を仮に採用すれば、日中に災害が発生した場合、災害対応として、活動人員が増になり、団員の負担軽減が図られると考えますが、事業所の消防団活動について理解・協力が必要です。仮に、在勤者を採用した場合には、「消防団員事業所表示制度」にも有効と考えますが、このことも考慮し、「消防団運営検討委員会」で検討して頂きた

いと考えています。

「女性消防団員」について、消防団は、災害時の即戦力として考えており、女性消防団員を仮に採用した場合、器具置場の改修や団員としての位置づけ等の検討が必要と答弁させていただきましたが、東日本大震の災発時には、女性特有の悩みに配慮した避難所運営に尽力した女性消防団員や、女性が持つ気配りやソフトな人当りを活かして、火災予防の普及啓発、応急手当等の指導を行っている地域もあります。消防団員は災害時の即戦力と考えておりますが、こうしたことも考慮し、今後女性消防団員の役割について、検討する必要があると考えております。

「機能別団員・機能別分団制度の再評価」について、大規模災害時には地域防災計画の中で様々な企業や協会などと相互応援等の協定を締結しております。郵便局や重機等を扱う業界とはすでに協定が結ばれており、大規模災害時には、そちらの対応になると考えます。消防団員は、災害時の即戦力と考えており、消防団員の確保が重要と考えています。

最後に、消防団員の確保・操法大会への熱いお言葉ありがとうございます。第50回県消防操法大会には、小型ポンプの部で第4分団が出場します。すでに自主訓練を実施し、目標に向かい努力をしております。消防団員の確保、第4分団のご支援・応援を改めてお願いいたします。